



高圧ガス販売事業届を提出した皆さまへ

1 消費者への周知

消費者に注意事項を周知して

事故・災害の発生を防止しましょう

(法第20条の5, 一般則第38条, 液石則第39条)

周知が必要なガス(一般則第39条第1項, 液石則第40条第1項)

- ・溶接又は熱切断用のアセチレン, 天然ガス, 酸素, 液化石油ガス
- ・在宅酸素療法用の液化酸素
- ・スクーバダイビング等呼吸器用の空気
- ・燃料用の液化石油ガス

周知時に配布する書面の内容(一般則第39条第2項, 液石則第40条第2項)

- ・消費設備の使用するガスに対する適応性に関する事項
- ・消費設備の操作, 管理, 点検に関し注意する事項
- ・消費設備の使用場所の環境に関する事項
- ・消費設備の変更に関し注意する事項
- ・ガス漏れ時等に消費者がとる緊急の措置, 販売業者等に対する連絡に関する事項
- ・その他, 事故・災害防止のため必要な事項

周知が必要な機会

- ・契約の締結時
- ・前回周知してから1年以上経過後にガスを引き渡した時

周知を行った場合、帳簿に記録を残してください。

2 販売の方法

販売の方法が

技術上の基準に適合するようにしましょう

(法第20条の6, 一般則第40条, 液石則第41条)

- ・充てん容器等の外面に使用上支障のある腐食, 割れ, すじ, しわ等がなく, ガスの漏洩がないことを確認してから引き渡してください。

圧縮天然ガス, 液化石油ガスの販売

- ・圧縮天然ガスを販売する場合は一般則第40条第3号から同条第5号まで, 液化石油ガスを販売する場合は液石則第41条第3号から同条第5号までの基準が追加されます。そちらの基準も併せて遵守するようにしてください。

3 帳簿

帳簿を備えて確実に消費者の保安を確保しましょう

(法第60条, 一般則第95条第3項, 液石則第93条第3項)

- ・販売(消費)先の保安台帳(法第20条の6, 一般則第40条, 液石則第41条)
- ・容器の授受簿(一般則: 容器番号, ガスの種類, 充てん圧力, 授受先, 授受年月日等)
(液石則: 充てん容器の種類及び数, 販売年月日, 販売先)
- ・周知記録簿(消費者の氏名・住所, 周知した者, 周知年月日)
- ・帳簿は販売所ごとに備え, 記載の日から2年間以上保存してください。

(法: 高圧ガス保安法 一般則: 一般高圧ガス保安規則 液石則: 液化石油ガス保安規則)

4 保安教育

保安教育で

事故・災害の発生を防止しましょう

(法第 27 条第 4 項)

- ・保安教育を実施したら，結果を記録し保存してください。
- ・「保安教育の指針（高圧ガス保安協会 KHKS 1801-3）」を参考にしてください。
- ・保安教育の具体的な内容として，次のものがあります。

販売しているガスの特性について

消費設備の取り扱いについて（操作方法，点検方法等）

異常時の対応について

高圧ガス保安法について

事故事例について

5 危険時，事故時

販売施設等が危険な状態になったら

応急措置で事故・災害の発生を防止しましょう

(法第 36 条，一般則第 84 条，液石則第 82 条)

- ・充てん容器等が危険な状態になったら，直ちに応急の措置を行ってください。
- ・応急措置等の作業に特に必要な作業員のほかは退避させてください。
- ・応急措置等を講ずることができない場合は，従業員や付近の住民を退避させてください。
- ・危険な状態を発見したら，速やかに別紙様式の内容を通報してください。
第 1 報は，わかっている範囲で，できるだけ早い通報をお願いします。

事故・災害が発生したら通報しましょう

(法第 63 条，一般則第 98 条，液石則第 96 条)

- ・事故・災害が発生したら，速やかに別紙様式の内容を通報してください。
第 1 報は，わかっている範囲で，できるだけ早い通報をお願いします。
- ・事故には，爆発，漏洩，火災のほか，ガス及び容器の喪失や盗難，設備の破損等が含まれます。

【通報先】

平日（8：30～17：15）

茨城県県南県民センター

電話 029-822-7067 Fax 029-822-9040

土日祝祭日，平日（早朝・夜間）

茨城県 生活環境部防災・危機管理局 宿日直担当

電話 029-301-2885 Fax 029-301-2898

高圧ガスについて事故・災害が発生したら，**遅滞なく事故届**を提出してください。

6 その他届出

民生用の液化石油ガスを販売している事業所では、併せて液化石油ガス法に基づく届出が必要な場合があります。

高圧ガスの販売の事業を承継したとき 承継届

(法第20条の4の2, 一般則第37条, 液石則第38条)

事由 事業の全部譲り渡し, 相続, 合併, 分割(全部)

提出時期 遅滞なく

提出書類 高圧ガス販売事業承継届(様式第21の2), 承継の事実を証する書面

販売するガスを変更したとき 種類変更届

(法第20条の7, 一般則第41条)

事由 販売するガスの種類の変更

提出時期 遅滞なく

提出書類 販売に係る高圧ガスの種類変更届(一般則様式第22)

販売するガス種によっては、併せて販売主任者届が必要となる場合があります。

高圧ガスの販売の事業を廃止したとき 廃止届

(法第21条第5項, 一般則第44条, 液石則第44条)

事由 販売事業の廃止

提出時期 遅滞なく

提出書類 高圧ガス販売事業廃止届(一般則様式第26, 液石則様式第25)

販売主任者を選解任したとき 販売主任者届

(法第28条, 一般則第72条, 液石則第70条)

事由 販売主任者の選解任

提出時期 遅滞なく

提出書類 高圧ガス販売主任者届(一般則様式第35, 液石則様式第34), 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し

販売所を移転するとき 新所在地～販売事業届, 旧所在地～廃止届

事由 販売所の移転

提出時期 販売事業届: 新所在地で販売を始める20日前まで

廃止届: 旧所在地での販売を止めた後, 遅滞なく

提出書類 今回提出した販売事業届と同じ

代表者等が変更したとき 代表者等変更届

事由 法人名称, 本社所在地, 法人代表者, 届出代理者の変更

提出時期 遅滞なく

提出書類 代表者等変更届(手引様式), 変更の事実を証する書類(登記簿謄本等)



【問い合わせ先】

茨城県県南県民センター 環境・保安課 高圧ガス保安法担当

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎内)

電話 029-822-7067

Fax 029-822-9040

(平成25年3月15日版)

(法: 高圧ガス保安法 一般則: 一般高圧ガス保安規則 液石則: 液化石油ガス保安規則)

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

[年 月 日 () : 現在]

発信者	所属		氏名																					
件名				整理番号																				
事故の種類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ()																							
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分																							
発生場所	(名称) (所在地) (連絡先)担当: 電話:																							
発生施設	(施設名) (法適用) ・ 高压ガス法 ・ LP法 ・ 石炭法 ・ 火取法 ()																							
事故の状況	・ 進行中 (拡大 ・ 縮小) ・ 終息 ・ ()																							
被害の状況	・ 人的被害 (あり ・ なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> ・ 物的被害				区分	従業員	協力会社	住民	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
事故の概要																								
事故の原因																								
応急措置の内容 (事業所)																								
県の応急措置																								
法令違反の有無	なし ・ あり () ・ 調査中																							
今後の対応等																								
備考																								
受信者 (産業保安室)		受信時間	月 日 時 分																					

印の項は、記載しないで下さい。